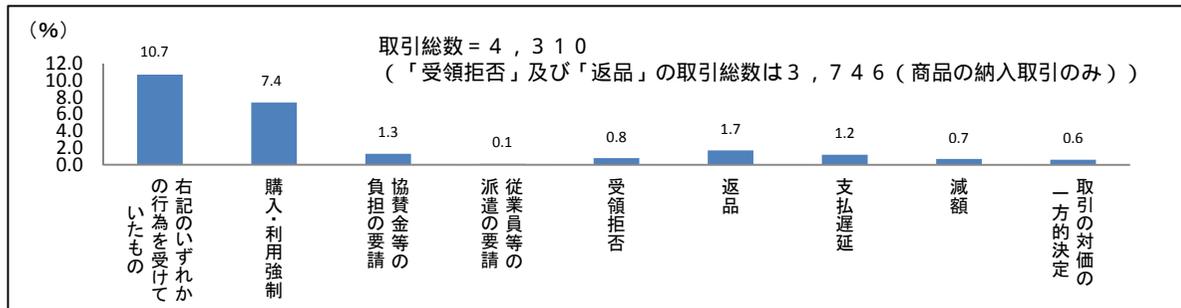


外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書(概要)

第1 調査対象事業者及び調査内容

| 調査対象事業者 | 発送数 | 回答数 | 調査対象納入業者数 |
|---------|---|---------------|---------------|
| 納入業者 | 5,586社 | 2,045社(36.6%) | 1,141社(20.4%) |
| 調査内容 | 調査対象納入業者と年間取引高上位5位までの外食事業者との取引に着目し、優越ガイドラインで例示されている各行為類型に沿って、取引先外食事業者からの要請等の状況について書面調査を行った。 (注) 特定1社の外食事業者と取引関係にある場合、これを1取引とカウントしている。 本調査における調査対象取引総数は4,310 | | |

第2 調査結果のポイント



調査対象取引のうち10.7%の取引において、優越的地位の濫用につながり得る何らかの行為が行われており、特に「購入・利用強制」に該当する行為が多く行われている取引実態にあった。

購入を要請される商品としては、おせち料理など季節商品の購入を要請されたとの回答が特に多かった。

優越的地位の濫用につながり得る「購入・利用強制」は、全ての業種の外食事業者が行っていた。外食事業者の中でもチェーン店を運営している外食事業者で、その業種が「食堂、レストラン」、「酒場、ビヤホール」及び「すし店」に該当する者が、当該「購入・利用強制」を広く行っていたと考えられる。

「協賛金等の負担の要請」については、取引先外食事業者の店舗の新規オープン等の際に、事前に負担額等が明確にされることなく協賛金等の負担を要請されたとの回答割合が高く、また、新規店舗での接客のために納入業者に従業員の派遣を要請される事例や店舗の閉店・開店に際して不要となった商品を返品されるとの事例があり、取引先外食事業者の店舗の新規オープン等の際に、優越的地位の濫用につながり得る行為が多く行われていると考えられる。

第3 公正取引委員会の対応

1 今回の調査結果を踏まえ、公正取引委員会は、関係事業者団体等に対し、次の対応を行うこととする。

(1) 外食事業者を対象とする業種別講習会を実施する。特に、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている取引が多くみられる業種に該当する外食事業者に対しては、当該講習会への積極的な参加を促す。

(2) 外食事業者の団体に対して、本調査結果を報告し、本調査結果及び優越ガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。

2 公正取引委員会は、今後とも、優越的地位の濫用の問題に直面している納入業者からの問題となるおそれのある行為を行っている外食事業者に関する情報の提供も幅広く受け付けていく。また、引き続き、外食事業者と納入業者との取引実態を注視し、独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。

(業種)

- ①「食堂、レストラン」
- ②「専門料理店」
- ③「そば・うどん店」
- ④「すし店」
- ⑤「酒場、ビヤホール」
- ⑥「バー、キャバレー、ナイトクラブ」
- ⑦「喫茶店」
- ⑧「その他の飲食店」
- ⑨「持ち帰り飲食サービス業」
- ⑩「配達飲食サービス業」
- ⑪「その他の飲食料点小売業」